

副本

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに119名

被告 国 ほかに1名

答 弁 書

平成26年9月18日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部 (送達場所)

(電 話 06-6311-9322)


(FAX 06-6311-9320)

部 付 大 黒 淳 子 

部 付 今 村 弘 

部 付 帆 足 智 典 

訟 務 官 持 田 久 夫 

法 務 事 務 官 林 史 則 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

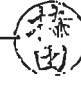


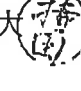
長官官房総務課法務室

- 環境技官 鶴園孝夫 
- 環境事務官 武田龍夫 
- 環境事務官 泉雄大 
- 環境事務官 三田裕信 
- 環境技官 堀口晋 
- 環境事務官 松原崇弘 
- 環境事務官 村川正徳 
- 環境技官 中川幸成 
- 環境事務官 木村真一 


原子力規制部安全規制管理官（BWR担当）

- 環境技官 山形浩史 

原子力規制部安全規制管理官（BWR担当）付

- 環境技官 村田真一 
- 環境技官 足立恭二 
- 環境技官 荒川一郎 
- 環境技官 忠内 巖大 


原子力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）

- 環境技官 小林 勝 

原子力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担

当) 付


環境技官 渡邊 桂 

環境技官 桐原 大輔 


〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部


政策課

経済産業事務官 石井 大貴 

経済産業事務官 高木 駿平 


経済産業事務官 加藤 彰二 

原子力政策課


経済産業技官 村上 豊 

経済産業事務官 金井 貴大 

原子力政策課原子力基盤支援室

経済産業事務官 細川 成己 

原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 石崎 裕司 

原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業技官 梅原 徹也 

経済産業技官 川原 佑介 

経済産業事務官 仲 上 京 介 

第1	請求の趣旨に対する答弁	6
第2	請求原因に対する認否	6
1	はじめに	6
2	「序章 はじめに～本件訴訟の目的」(訴状11ページ以下)について	6
3	「第1章 福島第一原発事故の発生」(訴状14ページ)について	7
4	「第2章 被告らの責任(総論)」(訴状42ページ)について	23
5	「第3章 地震に関する被告らの責任」(訴状55ページ)について	27
6	「第4章 津波に関する被告らの責任」(訴状61ページ)について	27
7	「第5章 過酷事故対策に関する被告らの責任」(訴状64ページ)について	27
8	「第6章 共同不法行為性」(訴状72ページ)について	29
9	「第7章 本件事故と損害との因果関係」(訴状80ページ)について	29
10	「第8章 原告らの損害」(訴状88ページ)について	29
11	「第9章 結語」(訴状153ページ)について	32
第3	求釈明	32
1	はじめに	32
2	第1章第3の3(本件事故の発生経過)(訴状28ページ)について	32
3	第2章第2(被告国の責任)(訴状44ページ)について	33

被告国は、平成25年（ワ）第9521号損害賠償請求事件につき、以下のとおり答弁する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張には、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものもみられるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において認否する。

- 2 「序章 はじめに～本件訴訟の目的」（訴状11ページ以下。以下、訴状のページ数の記載においては該当部分冒頭のページ数のみ記載する。）について
平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0の地震（以下「本件地震」という。）が発生したこと、その後発生した津波が相被告東京電力株式会社（以下「被告東電」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）に到達し、同発電所の一部の電源が喪失して原子炉の冷却機能が失われたこと、その結果同発電所において放射性物質が放出され

る事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したこと，原子力安全・保安院が，平成23年4月12日時点において，福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度（INES。以下「INES」という。）でレベル7と暫定評価したことは認め，被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争う。本件の個別の原告らに関する被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分については認否の限りでない。

3 「第1章 福島第一原発事故の発生」（訴状14ページ）について

(1) 「第1 原子力発電所の基本構造」（訴状14ページ）について

ア 「1 原子力発電の基本的な仕組み」について

認める。

イ 「2 原子炉の基本構造」について

認める。

ウ 「3 原子力発電所の安全機能」について

一般論として認める。

(2) 「第2 福島第一原発の概要」（訴状16ページ）について

ア 「1 立地」について

認める。

イ 「2 建設開始から運転開始までの経過」について

(ア) 第1段落について

不知。

(イ) 第2段落について

第1文（「そして…開始された。」）は認める。ただし，「1967〔昭和32〕年9月」は，「1967〔昭和42〕年9月」の誤記と思われる。

第2文（「その後…開始している。」）は，福島第一発電所6号機が昭和54年3月に運転を開始したとの点は否認し，その余は認める。福島

第一発電所6号機が運転を開始したのは、昭和54年10月である。

ウ 「3 施設概要」について

(7) 「(1) 主要施設の配置」について

a 第1段落及び第2段落について

訴状17ページの図も含めて認める。

b 第3段落について

第1文（「福島第一原発の…であった。」）は認める。

第2文（「非常用冷却装置…されていた。」）は否認する。後述するI Cのように地下1階にはない非常用冷却装置もある。また、原告らのいうR C I CやH P C Iのうち、地下1階にあるのはポンプなど装置の一部である。

c 第4段落について

電源に関する設備、代替注水機能を有する設備・消火系の設置場所については、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」（以下「政府事故調査中間報告書」という。）に記載がある（27ないし37ページ、資料Ⅱ-12、同Ⅱ-21）限りで認める。

d 第5段落ないし第7段落について

訴状18、19ページの各図も含めて認める。ただし、「廃炉とすることが決定された」との部分は、被告東電において廃止していくことを決定したという趣旨と解した上で認める。なお、福島第一発電所1号機ないし4号機については、被告東電が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過した後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなったが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）43条の3の2に基づく廃炉措

置は講じられていない。

(イ) 「(2) 耐震設計」について

認める。ただし、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定・訴状の略語にいう「旧指針」）は、昭和56年に決定された後、平成13年に改訂されており、これがさらに平成18年に改訂されている（平成18年9月19日原子力安全委員会決定・訴状の略語にいう「新指針」）。

エ 「4 福島第一原発の主要な設備」について

(ア) 「(1) BWR型原子炉」について

福島第一発電所1号機ないし5号機で用いられている原子炉格納容器の形式であるマークⅠ型についての主張であることを前提に、おおむね認める。これに対し、福島第一発電所6号機で用いられている原子炉格納容器の形式は、マークⅡ型であり、マークⅠ型とは異なった形状をしているため、原告らの主張は、同6号機には当てはまらない。また、「両者は「ベント管」と呼ばれる8本の管で連通している」との部分は、福島第一発電所1号機ないし5号機のすべての原子炉にベント管が8本あるという趣旨であれば否認する。福島第一発電所1号機のベント管は4本である。

(イ) 「(2) 冷却装置」について

a 「ア 冷却装置の概要」について

(a) 第1段落から第3段落について

おおむね認める。

(b) 第4段落について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

b 「イ 非常用復水器 (Isolation Condenser; IC)」について

「原子炉隔離時冷却系」との部分を除き、認める。非常用復水器 (I

- Ｃ) は、「原子炉隔離時冷却系（ＲＣＩＣ）」とは異なる設備である。
- 「ウ 原子炉隔離時冷却系（Reactor Core Isolation Cooling System:RCIC）」について
- 認める。
- 「エ 高圧注水系（High Pressure Coolant Injection System:HPCI）」について
- 福島第一発電所の全号機に設置されていたとの部分を除き、認める。
- 同発電所 6 号機には、高圧炉心スプレイ系（HPCS）及び低圧炉心スプレイ系（LPCS）が設置されていた。
- （ウ） 「(3) 逃がし安全弁（SR弁）、ベント装置」について
- 認める。
- （エ） 「(4) 電源設備」について
- 訴状 24 ページの図を含めて認める。
- (3) 「第 3 福島第一原発事故の発生」（訴状 24 ページ）について
- ア 「1 東北地方太平洋沖地震発生直前における福島第一原発の稼動状況」について
- 認める。
- イ 「2 東北地方太平洋沖地震の発生及び津波の到達」について
- （ア） 「(1) 本件地震の発生」について
- a 第 1 段落について
- 認める。
- b 第 2 段落及び第 3 段落について
- 訴状 25 ないし 26 ページの表を含め、国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成 24 年 7 月 5 日付け報告書（以下「国会事故調査報告書」という。）に原告ら指摘の記載があるという限りで認める。

(イ) 「(2) 外部電源の喪失」について

a 第1段落及び第2段落について

いずれも認める。

b 第3段落について

第1文（「福島第一原発では…緊急停止した。」）は認める。

第2文（「この結果…必要となった。」）は否認ないし争う。冷却設備などのシステムを運転させるための電源は、外部電源だけではなく、福島第一発電所内に設置された非常用ディーゼル発電機（D/G）もまたかかる電源に該当する。また、福島第一発電所各号機には、非常用復水器（IC）や原子炉隔離時冷却系（RCIC）といった外部電源を必要としない冷却装置がある。

c 第4段落及び第5段落について

いずれも認める。

(ウ) 「(3) 津波の発生と到達」について

本件地震に伴い、東北地方太平洋沿岸に津波が到来したこと、福島第一発電所の海水ポンプが設置されていた敷地高さがO. P.（「Onahama Peil」。小名浜港工事基準面。）+4メートルであったこと、同発電所の主要建屋の敷地高さが1号機から4号機側ではO. P. +10メートル、5号機及び6号機側ではO. P. +13メートルであったことは認め、原子炉建屋地下1階に非常用冷却系の多くが設置されていたとの点は否認する。電源に関する設備の設置場所については、政府事故調査中間報告書に記載がある（27ないし34ページ、資料II-12、同II-21）限りで認める。その余は不知。

津波が福島第一発電所に到達した時刻や波高に関する正確な具体的事実関係は必ずしも明らかではないが、福島第一発電所事故の事故調査の結果を明らかにした各種報告書には次のように記載されている。

政府事故調査中間報告書には、平成23年3月11日15時27分頃及び同日15時35分頃の2度にわたり、福島第一発電所に津波が到達した旨の記載がある(90ページ)。

被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」(以下「東電事故調査報告書」という。)には、福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に設置されていた波高計に記録された波形によれば、平成23年3月11日15時15分頃から始まり、同日15時27分頃にピークを持つ緩やかな水位上昇の後、一旦水位低下傾向を示したのに続き、同日15時33分頃から急な水位上昇が観測され、その直後に測定限界である「O. P. +7.5メートル」を超えている旨の記載がある(8ページ)。

国会事故調査報告書には、沖合1.5キロメートル地点における本件地震による津波の第1波の到達時刻が平成23年3月11日15時27分頃、第2波の到達時刻が同日15時35分頃である旨、上記各到達時刻は福島第一発電所への到達時刻ではあり得ない旨、上記沖合1.5キロメートル地点に到達した第1波は波高4メートル程度であり、その後大幅に高い第2波が同地点に到達した旨、及び、波高計の測定限界は±7.5メートルとされており、第2波の波高は不明である旨の記載がある(213, 214ページ)。国会事故調査報告書の上記記載は、被告東電による福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に被告東電が設置していた波高計観測結果による報告内容に従ったものとされている(213, 214ページ)。

ウ 「3 本件事故の発生経過」について

以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

(7) 「(1) 1号機」について

a 「ア 本件地震発生直後の原子炉の状況」について

(a) 第1段落について

認める。

(b) 第2段落について

本件地震の影響により外部電源が喪失したこと、格納容器内部の圧力と温度が急上昇したことは認める。括弧内の記載（「本件地震の影響で…原因と考えられる。」）については、「压力容器等につながる配管」が主蒸気配管を指すのであれば否認ないし争う。過渡現象記録装置の記録では、主蒸気配管が破断した場合に観測される主蒸気量の増大が確認できないことから、主蒸気配管の破断は発生していないと考えられる。

(c) 第3段落について

認める。

(d) 第4段落について

不知。国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載があることは否認する。国会事故調査報告書には、「結論として、(中略)格納容器の中に入って詳細に検査することができない現段階では、地震動によりIC配管に細長いひび割れが生じ、そこから冷却材が噴出するような小破口LOCAは起きなかった、と断言する客観的根拠は何もない。」(同報告書223ページ)との記載があるものの、「地震の揺れ(地震動)により、「小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA)」(引用者注:破損が微小貫通亀裂の場合の冷却材喪失事故[Loss Of Coolant Accident:LOCA]のこと、「SB-LOCA」ともいう。)(後述)を起こしていたかどうかまでは、とてもわからない。」(同報告書204ページ)、「小破口LOCAの場合、原子炉水位

も炉圧も急速に降下しない場合があるから、公表されているプラントデータだけから、SB-LOCAが起きたか起きなかったかを断定的に言うことはできない。」(同報告書205ページ)との記載もされており、国会事故調査として、小破口冷却材喪失事故が発生したとの判断をしているわけではない。この点で、原告らの引用は正確性を欠く。

(e) 第5段落について

おおむね認める。ただし、「1号機A系は15時35分か36分停止」との点については、国会事故調査報告書(215ページ)に原告らの指摘と同旨の記載があるという限りで認める。

b 「イ 津波第2波の到達」について

正確な事実関係が明らかでないため不知。なお、被告東電の発表によれば、福島第一発電所については、最初の大きな波は午後3時27分頃、次に大きな波は、午後3時35分にそれぞれ到達したとされている。

c 「ウ その後の状況」について

(a) 第1段落について

正確な事実関係が明らかでないため不知。なお、東電事故調査報告書(149ページ)には、「非常用復水器については中央制御室の状態表示灯が消灯していたことから、現場確認に向かったものの汚染検査用の放射線測定器が通常より高い値を計測し、どの程度の放射線量かわからず、通常とは異なる状況であったため、現場確認を断念した。」と記載されている。

(b) 第2段落について

第1文(「同日21時19分…上方であった。」)は否認する。平成23年3月11日21時19分の原子炉水位計の表示は、有効燃

、料頂部（TAF）から200ミリメートル上方であった。

第2文（「但し…可能性が高い。」）は、政府事故調査中間報告書（117ページ）に原告らの指摘と同旨の記載がある限りで認める。

(c) 第3段落及び第4段落について

いずれも認める。

(d) 第5段落について

「水素爆発」を「水素爆発と想定される爆発」と解した上で認める。

(イ) 「(2) 2号機」について

a 第1段落及び第2段落について

いずれも認める。

b 第3段落について

不知。

c 第4段落及び第5段落について

いずれも認める。

d 第6段落について

「水素爆発」を「水素爆発と想定される爆発」と解した上でおおむね認める。

e 第7段落について

第1文（「原子炉内の水位は…露出した。」）は認める。

第2文及び第3文（「同日19時を…上昇し始めた。」）は、国会事故調査報告書（167ページ）に原告ら指摘の記載がある限りで認める。

f 第8段落について

認める。

g 第9段落について

平成24年2月27日、福島第一発電所2号機原子炉建屋5階オペレーティングフロアにおいて、220ミリシーベルト毎時の放射線量が計測された場所があることは認める。

(ウ) 「(3) 3号機」について

a 第1段落について

第1文及び第2文（「2011…自動起動した。」）はいずれも認める。

第3文（「なお…可能性がある（後述）」）は不知。もっとも、国会事故調査報告書（169ページ）や政府事故調査中間報告書（165ページ）によれば、3月12日午後零時35分又は零時35分頃に3号機の高圧注水系（HPCI）が自動起動したとされており、本件地震発生直後は、3号機の高圧注水系（HPCI）は破損していなかったと考えられる。

b 第2段落について

認める。

c 第3段落について

不知。

d 第4段落及び第5段落について

いずれも認める。

e 第6段落について

平成23年3月12日午後零時35分頃に原子炉水位の低下によりHPCIが自動起動したこと、同月13日午前2時42分にこれを手動停止したこと、HPCIの自動起動により、約7.5メガパスカルであった原子炉圧力が約6時間で約1メガパスカルに低下したことは認め、圧力低下の要因に関する部分は、原子炉圧力低下の開始時間がHPCIの起動時刻とほぼ一致し、HPCIの運転停止に伴い原子炉

圧力が上昇していることから、H P C I 系統からの蒸気流出があった可能性があるという限りで認める。

f 第7段落について

平成23年3月13日午前4時15分頃に3号機の原子炉内の水位が有効燃料頂部(T A F)に到達したことは認める。

g 第8段落について

3月13日午後2時31分の時点における空間放射線量率が、3号機原子炉建屋二重扉北側で300ミリシーベルト毎時以上、同南側で100ミリシーベルト毎時であったことは認める。

h 第9段落について

「水素爆発」を「水素爆発と想定される爆発」と解した上で認める。

(イ) 「(4) 4号機」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

第1文(「2011〔平成23〕年…到達した。」)は不知。

第2文(「その後…喪失した。」)は認める。

c 第3段落及び第4段落について

いずれも認める。

d 第5段落について

3月15日午前6時10分頃、4号機原子炉建屋が爆発したことは認め、その余は不知。現在のところ、4号機の爆発の原因は明らかになっていない。

(オ) 「(5) 5号機・6号機」について

a 第1段落及び第2段落について

いずれも認める。

b 第3段落について

第1文（「その後…喪失した。」）は、5号機について認め、6号機については否認する。福島第一発電所6号機では、交流電源の一つである非常用ディーゼル発電機（D/G）1台が運転しており、全交流電源を喪失する事態には陥っていない。

第2文及び第3文（「しかし…成功した。」）はいずれも認める。

エ 「第4 放射性物質の拡散と避難・避難指示」（訴状32ページ）について

(7) 「1 放射性物質の拡散」について

a 「(1) 放射性物質の放出」について

(a) 第1段落について

福島第一発電所事故により、外部環境中に放射性物質が放出されたことは認める。

(b) 第2段落について

被告東電が公表している「福島第一原子力発電所のモニタリング状況」の計測データとして原告ら指摘の数値が計測されたことは認める。なお、被告東電の発表によれば、福島第一発電所正門付近における計測データは、平成23年3月11日午後5時40分の測定値（ガンマ線47nSv/h）が最初であるが、同発電所のモニタリング状況の計測結果は、同日午後5時00分から公表されている。

(c) 第3段落について

福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境に放出されたこと、平成23年10月6日付けで文部科学省が公表した「文部科学省による東京都及び神奈川県内の航空機モニタリングの測定結果（文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び東京都及び神奈川県における地表面から1m高さの空間線量率）」によれば、福島第一発

電所から北西方向において比較的高い空間線量率が測定されたことは認める。

b 「(2) 汚染された範囲」について

(a) 「ア」について

福島県の総面積が1万3782平方キロメートルであること、国会事故調査報告書に、環境省によると、年間5マイクロシーベルト、20マイクロシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778平方キロメートル、515平方キロメートルであるとの記載がある（同報告書330ページ）ことは認める。もっとも、環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壤等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量別の面積を推定している。

(b) 「イ」について

認める。

c 「(3) 放射性物質の放出量とINES評価」について

(a) 「ア」について

訴状34ページの図を含めて国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで認める（同報告書329、330ページ）。ただし、同報告書には、単に「ヨウ素」と記載されているにとどまり、その基礎資料となった被告東電の「福島第一原子力発電所の事故に伴う大気への放出量推定について（平成24年5月現在における評価）」に「ヨウ素131」と記載されている。また、被告東電の上記資料には、セシウム137の放出量は「約10ペタベクレル」と推定される旨記載されている。なお、テラは10の12乗、ペタは10の15乗をそれぞれ表す単位である。

(b) 「イ」について

原子力災害対策本部が平成23年6月に作成した「原子力安全に対する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—」における評価値として認める。

(c) 「ウ」について

原子力安全・保安院が、平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故を I N E S でレベル7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故が I N E S でレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子力発電所事故が I N E S でレベル7と評価されていることは認める。

(イ) 「2 本件事故に基づく避難区域、警戒区域の指定」について

a 「(1) 政府等による避難指示」について

4号機の爆発が水素爆発である点を除き、認める。現在のところ、4号機の爆発の原因は、明らかになっていない。

b 「(2) 政府等による区域設定」について

第8段落の「9月22日」を「9月30日」と解した上で認める。

c 「(3) 区域再編」について

(a) 第1段落について

認める。

(b) 第2段落ないし第5段落について

おおむね認める。原子力災害対策本部は、平成24年3月30日、①同年4月1日をもって、田村市内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を避難指示解除準備区域に設定し、川内村内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する、②同月16日をもって、南相馬市内の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を帰宅困難区域、居住制

限区域及び避難指示解除準備区域を設定することとした。

(c) 第6段落について

認める。ただし、計画的避難区域又は避難指示区域の見直しは、飯館村、楢葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町、川俣町の順で行われ、このほかに、双葉町の見直しが行われた。

(ウ) 「3 避難の実情」について

a 「(1) 避難指示等に基づく避難（区域内避難）」について

(a) 「ア 情報伝達の遅れによる避難の遅れ」ないし「ウ 多段階避難」について

平成23年3月11日午後7時3分に福島第一発電所に関して原子力緊急事態宣言がされたこと、福島県知事が同日午後8時50分に大熊町及び双葉町に対し、福島第一発電所の半径2キロメートル圏内の居住者等の避難を指示したこと（ただし、この指示は、法令上のものではなく、事実上の措置である。）、内閣総理大臣が同月15日、原子力災害対策特別措置法15条3項に基づき、福島県知事及び関係市町村長に対し、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の住民等に対する屋内への退避の指示をしたこと、内閣官房長官が同月25日に屋内への退避の指示の対象となっている区域の市町村長に対し、同区域内の住民の自主避難の促進を依頼したことを明らかにしたことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(b) 「エ 避難に活用できなかった「SPEEDI」」について

i 第1段落及び第2段落について

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）における単位量放出を仮定した予測計算結果（1時間ごとの予測）として、平成23年3月15日午後6時

の時点において、福島第一発電所から北西方向に拡散する予測がされていたこと、被告国が同月23日に大気中の放射性核種濃度測定（ダストサンプリング）の結果を基に逆推定した放出源情報をSPEEDIに入力し、過去に遡った積算線量の試算結果を公表したことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。なお、被告国が同日までSPEEDIによる情報を公開しなかったのは、本件地震の影響等により独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）から放出源情報を入手できず、SPEEDIによる正確な予測計算をすることができなかったからであり、同月23日に公表した上記の積算線量の試算結果も、ERSSから得られた放出源情報を用いたものではない。

ii 第3段落について

SPEEDIによる放射性物質拡散予測が同心円状でないこと、平成23年4月22日の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定まで同心円状の範囲に避難指示等が行なわれていたこと、川俣町が平成23年4月21日までに設定された避難指示等の区域に含まれていなかったことは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

b 「(2) 避難指示等に基づかない避難（区域外避難）」について

一般論として、政府による避難指示等がない地域に居住する住民が避難したことは認め、本件の個別の原告らとの関係では不知。

c 「(3) 避難状況」について

(a) 「ア 区域内避難者数」について

訴状39ページの表を含めて認める。

(b) 「イ 区域外避難者数（福島県内から）」について

i 第1段落ないし第3段落について

訴状40ページの表を含めていずれも認める。

ii 第4段落（「しかも…思われる。」）について

原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(c) 「ウ 全国における避難者数」について

訴状41ページの表を含めておおむね認める。ただし、第2段落の「帰還できずに」との点については、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

d 「(4) 滞在者の問題」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

4 「第2章 被告らの責任（総論）」（訴状42ページ）について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」（訴状42ページ）について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(2) 「第2 被告国の責任（国家賠償法1条—権限不行使の違法性）」（訴状44ページ）について

ア 「1 概要」について

(ア) 第1段落について

第1文（「第一義的には…すべきものである。」）は認め、その余は争う。

(イ) 第2段落から第4段落について

国会事故調査報告書（11ページ及び12ページ）に原告ら指摘の記載があることは認め、その余は争う。

イ 「2 自然災害等の対策の必要性・緊急性」について

被告国に法的責任があるという趣旨であれば争う。

ウ 「3 被告国の規制権限」について

(7) 柱書き（「本件において…以下述べる。」）について

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(1) 原子力施設等に対する安全規制」について

「安全審査」を、福島第一発電所事故当時炉規法23条1項の原子炉設置許可処分の際になされる審査と解し、「安全審査のレビュー」を、同事故当時の炉規法23条3項の「意見」を聞くことの意味であると解することを前提に、認める。

(ウ) 「(2) 実用発電用原子炉の規制」について

認める。ただし、福島第一発電所事故当時、実用発電用原子炉の設置許可は、経済産業大臣が行うものとされており（炉規法23条1項1号）、原子力安全・保安院は、経済産業大臣の所掌事務を分掌していたものである。

(エ) 「(3) 炉規法」について

a 「ア 目的」について

おおむね認める。ただし、平成24年法律第47号による改正後の炉規法1条は、正確には、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規

制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と規定されており、また、同改正前の同法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。」と規定していた。

b 「イ 段階的安全規制」について

炉規法による原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系が、原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、原子炉設置の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可、施設定期検査といった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るという方法（段階的安全規制）を採用していることは認めるが、この点は、おいて整理して主張する。

(オ) 「(4) 電気事業法」について

a 「ア 目的」について

(a) 第1段落について

認める。

(b) 第2段落から第4段落について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(c) 第5段落について

一般論として、原子炉施設は放射線及び放射性物質を取り扱う施設であり、放射性物質が人体に影響を及ぼす潜在的な危険性を持っているとされていることは認める。

(d) 第6段落について

争う。

b 「イ 技術基準適合命令」について

電気事業法39条1項に「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定められていること、同法40条に「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と定めていることは認め、その余は争う。なお、電気事業法を含めた原子力規制に関する法令については、おって整理して主張する。

(カ) 「(5) 技術基準省令」について

電気事業法39条1項にいう経済産業省令として、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」が定められていること、同省令について、経済産業省（原子力安全・保安院）が「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」（平成17年12月16日 平成17・12・15原院第5号）を発出していること、これらについて、独立行政法人原子力安全基盤機構が「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説」を作成していることは認める。なお、上記省令を含めた原子力規制に関する法令については、おって整理して主張する。

5 「第3章 地震に関する被告らの責任」(訴状55ページ)について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」(訴状55ページ)について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において第1記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

(2) 「第2 被告国の責任(地震対策に関する権限不行使の違法性)」(訴状59ページ)について

争う。

6 「第4章 津波に関する被告らの責任」(訴状61ページ)について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」(訴状61ページ)について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において第1記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

(2) 「第2 被告国の責任(津波対策に関する権限不行使の違法性)」(訴状62ページ)について

争う。

7 「第5章 過酷事故対策に関する被告らの責任」(訴状64ページ)について

(1) 「第1 過酷事故と過酷事故への対応」(訴状64ページ)について

ア 「1 過酷事故対策に関する国際的な議論」について

(ア) 「(1) 過酷事故(シビアアクシデント)とアクシデントマネジメント」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

第1文(「また…ことをいう。’)は認める。

第2文の本文（「このように…対策である。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。括弧内の記載（「ただし…主張するものである。」）は争う。

(イ) 「(2) 国際的な議論の経過」について

a 第1段落について

昭和54年にスリーマイルアイランド原子力発電所事故、昭和62年にチェルノブイリ原子力発電所事故がそれぞれ発生し、炉心が重大な損傷を受けたことは認める。

b 第2段落について

おおむね認める。

イ 「2 深層防護の考え方」について

(ア) 「(1) 従来の深層防護概念」について

おおむね認めるが、第3のレベルに求められるのは、異常が拡大して事故が発生した場合にその影響を緩和する対策であり、「放射性物質の環境への放出を防止する」ことのみに限られるわけではない。なお、この点は、おって整理して主張する予定である。

(イ) 「(2) 深層防護概念の深化」について

I A E Aがスリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故を踏まえて、第4レベル及び第5レベルの対応を定めたとの点は不知。その余はおおむね認める。

ウ 「3 被告国の対応」について

(ア) 「(1) 安全委員会の対応」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

原子力安全委員会が平成23年10月に、「発電用軽水型原子炉施

設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を廃止したことは認め、その余は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「(2) 通産省の対応」について

認める。ただし、旧通商産業省が「アクシデントマネージメントの今後の進め方について」を取りまとめたのは、平成4年7月である。

エ 「4 被告東京電力の対応」について

(ア) 「(1) AMの整備内容」について

おおむね認める。

(イ) 「(2) 問題点」について

被告東電が、平成14年5月に福島第一発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の「アクシデントマネージメント整備報告書」及び「アクシデントマネージメント整備有効性評価報告書」を原子力安全・保安院に提出したこと、上記報告書が内的事象をシビアアクシデントの想定事象としていたことは認め、その余は、被告東電に関する主張であり、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「第2 被告東京電力の責任」(訴状68ページ)について

被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

(3) 「第3 被告国の責任」(訴状69ページ)について

争う。

8 「第6章 共同不法行為性」(訴状72ページ)について

争う。

9 「第7章 本件事故と損害との因果関係」(訴状80ページ)について

今後の審理の状況に応じて認否する。

10 「第8章 原告らの損害」(訴状88ページ)について

原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽く

までも原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

(1) 「第1 被害の実態」(訴状88ページ)について

本件の個別の原告らとの関係では不知。大阪弁護士会の聞き取り調査についても不知。

(2) 「第2 被侵害利益」(訴状97ページ)について

本件の個別の原告らとの関係では不知。人格発達権、平穏生活権を侵害するとの主張は争う。

(3) 「第3 人格発達権」(訴状97ページ)について

ア 「1 人格発達権とその法的根拠」について

争う。

イ 「2 ハンセン病国賠訴訟」について

熊本地方裁判所平成13年5月11日判決(訟務月報48巻4号881ページ)において、原告らが引用する内容の判示がされていることは認め、その余は争う。

上記判決は、国立ハンセン病療養所に入所している元ハンセン病患者等が、「癩予防法(旧法)」(昭和6年法律第58号)及び「らい予防法(新法)」(昭和28年法律第214号、平成8年法律第28号により廃止)等に基づく国の誤った強制隔離政策により人権侵害を受けたとして、国会議員には上記各法を廃止しないまま放置していた立法の不作為等の違法が、厚生大臣には上記各法の廃止及び患者の人権回復のための法案策定並びにその国会への提出義務を怠り、平成8年まで強制隔離政策を継続したこと等の違法が、それぞれあることを理由に国家賠償を求めた事案に係るものであり、本件とは事案を異にするものであって、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。また、同判決は、原

告らが引用する判示部分に続いて、「もつとも、これらの人権も、全く無制限のものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受ける。」と判示している。

ウ 「3 本件における人格発達権侵害」について
争う。

(4) 「第4 平穏生活権」(訴状100ページ)について

ア 「1 平穏生活権とその法的根拠」について
争う。

なお、原告らが挙げる東京高等裁判所昭和62年7月15日判決(判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件)は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということはいえない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利(以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。)を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害(この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。)は同条所定の損害というべきである(右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。)」(ゴシック体の部分は引用者による。)と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

また、仙台地方裁判所平成4年2月28日決定(判例時報1429号109ページ)は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人

格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

イ 「2 本件における平穩生活権の侵害」について
争う。

(5) 「第5 損害の金銭的評価」(訴状101ページ)について

事実関係は、本件の個別の原告らとの関係では不知。被告国が損害賠償責任を負うとの主張及び損害額は争う。

(6) 「第6 各原告の損害」(訴状112ページ)について

事実関係は不知。被告国が損害賠償責任を負うとの主張及び損害額は争う。

11 「第9章 結語」(訴状153ページ)について

争う。

第3 求釈明

1 はじめに

訴状「請求の原因」の「第2章 被告らの責任(総論)」ないし「第6 共同不法行為性」によれば、原告らは、被告国の国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づく損害賠償の責任原因として、被告国の電気事業法40条所定の技術基準適合命令の不行使及び省令制定権限の不行使の違法性を主張しているものと思われる。被告国は、いずれの点についても争うものであり、被告国の主張(反論)をする予定であるが、その前提として、訴状「請求の原因」中の主張に関して、後記2以下に挙げる求釈明事項について釈明を求める。

2 第1章第3の3(本件原発事故の発生経過)(訴状28ページ)について

(1) 求釈明事項

訴状第1章第3の3には、福島第一発電所の事故の経過に関し、「全交流

電源を喪失した」(訴状28ページ18行目, 30ページ24行目及び32ページ3, 4行目)又は「全交流電源および直流電源を喪失した」(訴状29ページ22行目及び31ページ17, 18行目)との記載があるが, 福島第一発電所事故において, 原告らが全交流電源(及び直流電源)喪失の原因となったと主張するのは, 津波か, それ以外の事象か, 明確にされたい。

(2) 釈明を求める理由

原告らは, 被告国に対し, 規制権限不行使を理由とする国賠法1条1項の違法を主張するところ, 福島第一発電所事故の原因が津波なのか, それ以外の事象なのかが明確にならなければ, 被告国は同事故の原因に対してどのような規制権限を行使すべきであったのか明確にならない。そこで, 上記(1)の釈明を求められたい。

3 第2章第2(被告国の責任)(訴状44ページ)について

(1) 求釈明事項

規制権限の不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される判断基準について説示した最高裁判例は後記(2)のとおりである。原告らの規制権限不行使の違法の主張は, これらの最高裁判例が示す判断基準に依拠しているものであるのか, 明らかにされたい。

依拠している場合には, 本件において国賠法1条1項の「違法」と評価する根拠となる事実を具体的に主張されたい。

依拠していない場合には, 原告が主張する被告国の規制権限の不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される判断基準及びそのように評価する根拠となる事実を具体的に主張されたい。

(2) 釈明を求める理由

国賠法1条1項の「違法」の意義は, 民法上の不法行為の概念とは異なり, 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう(職務行為基準説。最高裁昭和6

0年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照。)

これを規制権限の不行使という公務員の不作為についてみると，当該不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには，その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において，当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し，かつ，当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかったという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(下)597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面についてみると，規制権限を行使するための要件が法定されていて，同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において，その要件があるときは，通常，作為義務が認められ，それに反する不作為は違法となると考えられる。一方，規制権限を定める規定はあるが，当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場合や，規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの，規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には，規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように，規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については，第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって，その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは，その権限を定めた法令の趣旨，目的や，その権限の性質等に照らし，具体的事情の下において，その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ，前記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決，最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照。)

さらに，上記のとおり，国賠法1条1項の「違法」は，国又は公共団体の

公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、行為義務違反をその内容とするから、これらの違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照。）。

以上に対し、訴状44ページ以下の記載においては、規制権限不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記各最高裁判例の示した判断基準（「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」）が引用されていないことから明らかなおおりに、上記各最高裁判例にのっとり判断枠組みに基づいた主張がないため、釈明を求められたい。

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が 放出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委 員会が発表した平成24年7月5日付 け報告書	答弁書	10	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「福島原子力事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワー ク システム	答弁書	21	
E R S S	独立行政法人原子力安全基盤機構が運	答弁書	22	

用している緊急時対策支援システム				
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	